まちづくり基本条例検討委員会　第１０回会議概要

１　日時：平成１９年３月２４日（土）午前９時から１１時３０分
　　場所：熊谷市役所３０２会議室、市長室

２　次第
　１ 開会
　２ あいさつ
　３ 熊谷市自治基本条例案の最終確認
　４ 熊谷市自治基本条例案の市長への提言
　（１）熊谷市自治基本条例案提言書提出
　（２）市長あいさつ
　（３）記念品贈呈
　（４）意見交換
　５ 閉会

３　会議の概要
（１）開会
　　司会　企画課長
（２）あいさつ
　　山口委員長
　　熊谷でさくら開花とのことである。私の大学でも咲きはじめ、４月２日の入学式の頃が一番いい頃かなと思う。先ほど飯田委員から、今日は我々の卒業式だという話をしていた。今日が最後の検討で、１０時３０分をめどに検討を終わりたい。そして、１１時から市長へ提言書を渡しますのでよろしくお願いしたい。
（３）熊谷市自治基本条例案の最終確認
　　前文
　　委 員 長：「義務が伴う」という指摘はそのとおりでよろしいでしょうか。そのように決定します。
　　第１章　総則
　　委 員 長：「用語の意義は」となっているがこれでよいのか。
　　原口副参事：定義規定の場合は、一般的に「意義」と使います。

飯田委員：コミュニティの「組織及び集団」は、組織は理解できるが、集団でなく団体ではないのか。

事 務 局：集団ということで団体より広い意味で使っております。

委 員 長：「組織及び集団」となっているが、「及び」でよいのか。

原口副参事：「又は」を使うと組織または集団どちらか選択することになってしまう。組織と集団の両方を言っているので正しい使い方である。

第２章　基本原則

梁瀬委員：市民参加の原則の最後に「保障する」とあるが具体的にはどういうことか。

事 務 局：この条例の中では、参画や意見公募手続等を参加の場と機会といっています。

第３章　市民の権利及び責務

梁瀬委員：市民の責務の条文に「前条に定める」とあるが。

事 務 局：今は、要綱という形で作っていますが、条例になるときは通した条文となります。

小谷野委員：市民の権利に「まちづくりの主体であり、」とあるが、市民参加の原則の中でも同じことをいっているので重複して表現しなくともいいと思う。すっきりと「市民は、市政に参加する権利を有します。」とする。

依田委員：あえて入れたほうがいいと思う。

事 務 局：権利の中では「まちづくりの主体であり、」と、責務の中では、「主体的にまちづくりに」というように強調したいことなのであえて入れてあります。

委 員 長：変更なしとします。

第４章　市議会の責務

梁瀬委員：議会の責務に「市政の監視や立法の権限を」とありますが、条例を制定することが立法という理解でよろしいですか。

事 務 局：はい。

小谷野委員：議員の責務の（１）地域社会とすると自分の周りだけと解釈されてしまう懸念がある。「広く地域社会」と表現すればいいと思う

委 員 長：「広く」を追加します。

上村委員：議員の責務の（２）は、語尾が努めますでは弱いような気がする。

説明責任があるので「努める」では都合が悪ければ説明しなくとも良いと思えてしまう。

新　委員：「努めます」が多いのは前から感じていた。

委 員 長：条例とすると。「努めます」という表現が一番適切ですか。

原口副参事：一般的に責務規定では「努める」にします。「しなけらばならない」という義務規定にすると罰則を伴います。努力規定ですが当然「やる」ということです。ただ、罰則がありませんということです。罰則までは求められないので「努めます」でいいと思います。

依田委員：「します」とした場合はいかがでしょう。

原口副参事：「します」にすると宣言規定になってしまう。条例として適当かというと難しいところである。議員自ら発案したものなら「します」と宣言できると思いますが、この条例は市長提案ですから難しいと思う。次の市長の責務では、「市政運営に当たります」と宣言しています。

上村委員：罰則が無いから強いることができないのですね。

原口副参事：この条例は、基本理念を謳っているものなので罰則規定はそぐわないと思います。

委 員 長：「努めます」のままにします。

飯田委員：議員の責務（２）の「議会活動」という言葉の意味がわかりにくい。

清水委員：「議員活動」にしますか。

依田委員：「議会及び議員活動」にすればいいと思う。議会で質問をしたとかだけでなく、自分の議員活動もいろいろとしていると思う。

飯田委員：「議会活動」という言葉が聞き慣れない。

委 員 長：ここでの「議会活動」は、議員個人の活動をいっているのですか。

事 務 局：いいえ、議員個人の活動も入りますし、議会全体での活動も入ります。

委 員 長：議会全体での活動は、議会の責務にある「議会情報の公開」で表しているのでは。

事 務 局：議員の責務では、そういったことを議員が市民に説明していきますということを表現している。

委 員 長：「議会及び議員活動」とします。

第５章　市長及び職員の責務

意見なし

第６章　参加及び協働

梁瀬委員：審議会等の委員の選任に、２つ「努める」があるが。

新　委員：不思議ではない。問題が二つありそれぞれ努めるということである。

飯田委員：公募の関係を後ろにするとうまくつながるのでは。

上村委員：前提として公募がある。その中で、審議会によってバランスを考える。

依田委員：公募が一番である。公募の中でも男女の均衡や年齢層に配慮するということは重要だと思う。

事 務 局：公募の場合は、作文等を審査するのが前提になりますのでそうはなりません。

依田委員：審議会の委員を選任するときは、公募もするが、公募以外の委員を選任するときに男女の均衡や年齢層に配慮するということですか。

委 員 長：私はこのままでいいと思います。
コミュニティの（２）は、「その活動を守り育てるよう努めます。」と「に」を取ります。

第７章　市政運営

小谷野委員：「説明責任」とあるが、「責任」と「責務」はどう違うのですか。

原口副参事：「責任」は、法律的な不利益又は制裁を負わせること。狭い意味では、違法な行為をしたものに対する法律的な制裁を意味する。「責務」も意味は同じです。「説明責務」という言い方はしないと思います。アカウンタビリティということです。

上村委員：情報公開のところで「適切に」と入っているが、意味があいまいである。どのようにでも受け止められてしまうと思う。

出浦委員：求めている情報だけでなく、市民にいいタイミングで情報を提供していく、情報提供のあり方を表現している。

新　委員：「適切」は、ちょうどいいタイミングということ。

事 務 局：「市民にわかりやすい方法で適切に情報提供するよう努めます。」としたいと思います。

委 員 長：意見公募手続に「市民生活に関して」とありますが「市民生活に関する」とします。

梁瀬委員：行政評価は、現在もやっているのか。

事 務 局：全ての事業ではないが実施しています。今後、拡充し全般の事業に当てはめていくということです。

委 員 長：行政評価で「その結果を検証し施策に反映させ」とあるが、「検証し」の後に読点を入れて「その結果を検証し、施策に反映させ」としたほうがいいと思う。

第８章　自治基本条例の推進体制

出浦委員：条例は「運営」か「運用」か。

事 務 局：「運用」とします。

委 員 長：（２）は、「組織及び運営に関して」は「組織及び運営に関する」のほうがいいと思う。

第９章　最高規範

小谷野委員：「この条例は、本市の自治の基本を定めた条例であることから、」と続くが、「基本を定めた条例である。」と断定する意味で切ったほうがいい。

原口副参事：その場合は、「したがって、」とつなぐか、項を分けることとなる。

梁瀬委員：「尊重するよう努めます。」となっているが、努力目標でなく、表現を改められないか。

依田委員：尊重だから「します。」でいいと思う。

原口副参事：岸和田市の例では、「遵守しなければならない。」と一歩踏み込んだ表現になっています。

事 務 局：岸和田の例では、市民、事業者、市が遵守すると宣言している。

出浦委員：最高規範性が、他の条例、規則等の制定改廃に当たってだけ尊重するように思える。市民がこれに基づいてまちづくりを進めていくことを盛り込みたい。

事 務 局：「この条例は、自治の基本を定めた最高規範であり、市民及び市は、これを誠実に遵守します。」としたいと思います。

委 員 長：事務局の案でよろしいでしょうか。

依田委員：（２）で条例の制定改廃を入れますか。

事 務 局：最高規範と表現したので入れません。

第１０章　条例の見直し

依田委員：「社会経済情勢」とあるが、経済も社会の中のものなので「社会情勢」とした方がいい。

事 務 局：本日の検討内容を反映させて提言書を作成します。１１時から市長への提言となります。
今後のスケジュールの説明。

原口副参事：熊谷市では初めての試みだが「ですます」調で条文にしていきたい。漢字かひらがなかは、法制執務のルールどおり、常用漢字表にあるものは漢字にします。接続詞は、及び、並びに、又は、若しくは、の４つは漢字、その他の接続詞はひらがなとします。

（４）熊谷市自治基本条例案の市長への提言

熊谷市自治基本条例案提言書提出

市長あいさつ

記念品贈呈

意見交換

（５）閉会